

賃上げした事業場の人材育成費用や設備投資を支援する『業務改善助成金』

事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する投資(機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など)を行なった場合、その費用の一部が助成される制度です。助成上限額および助成率にて算出した金額のうち、いずれか低いほうが支給されます。

業務改善助成金

以下の要件を満たす事業場(※)が対象です。

- ①中小規模・小規模事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

※原則、同一場所にあれば一の事業場とし、場所的に分散しているものは別個の事業場とされます。

【助成上限額】

「事業場内最低賃金の引き上げ額」および「引き上げる労働者数」によって変わります。

- 上限額の例(30円コースの場合)

事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引上げる 労働者数	助成上限額	
		右記以外	事業所規模 30人未満
30円以上	1人	30万円	60万円
	2~3人	50万円	90万円
	4~6人	70万円	100万円
	7人以上	100万円	120万円

上記はあくまで一例で、45円コースや60円コース、90円コースがあり、引き上げ額、労働者数によって、上限額が違います。

【助成率】

事業場内最低賃金の金額によって変わります。

- ①900円未満:9／10
- ②900円以上950円未満:4／5
(生産性要件を満たすと9／10)
- ③950円以上:3／4
(生産性要件を満たすと4／5)

「生産性要件」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値で、助成金の支給申請時の直近の決算書類とその3年度前の決算書類に基づく生産性をそれぞれ比較し、伸び率が一定水準を超えている場合などに、支給されます。

【生産性向上に資する投資例】

- POSレジシステム導入
- 顧客・在庫・帳票管理システムの導入
- 専門家による業務フロー見直しなどの経営コンサルティング

【事業場内最低賃金の引き上げのルール】

- 雇い入れ後3カ月を経過した労働者の事業場内最低賃金の引き上げを行う必要があります。
- 最低賃金の引き上げを複数回に分けた場合は助成対象外で、1回のみで行う必要があります。
- フルタイム勤務者の事業場内最低賃金の引き上げは、所定労働時間・日数の減少を伴わないもの。
- 引き上げる労働者数は、事業場内最低賃金である労働者および引き上げによって賃金額が追い抜かれる労働者をカウントできます。

【その他の注意事項】

- 申請回数について
過去に本助成金を申請した事業場も再申請が可能。ただし、令和6年度内の申請は1回までです。
- 生産性向上に資する投資について
設備投資による機器導入などの納品は、交付決定後が対象で、交付決定前に納品された場合は助成対象外となります。一方、申請後、交付決定前であっても機器を発注することは差し支えありません。

今年度の申請期限は12月27日(事業完了期限は令和7年1月31日)までです。設備投資などの予定がある事業主の方は利用を検討してみてはいかがでしょうか。詳細は専門家にお問い合わせください。

出典:厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html